



栃木県公報

令和5(2023)年
7月21日(金)
第423号

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し..... 615
- 地籍調査の成果の認証..... 615
- 道路の区域の変更..... 616
- 県営住宅の名称及び位置の一部改正..... 616

公 告

- 公の施設に係る指定管理者の募集..... 617
- 患畜の届出..... 628

教育委員会

- 公の施設に係る指定管理者の募集..... 628

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の名称の変更..... 630

企 業 局

- 公の施設に係る指定管理者の募集..... 631

告 示

栃木県告示第292号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消したので告示する。

令和5（2023）年7月21日

栃木県知事 福田 富一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社東商店	日光市小代296番地1	令和5（2023）年6月30日

（税務課）

栃木県告示第293号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5（2023）年7月21日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
那須烏山市	那須烏山市大木須の一部	那須烏山市大木須の一部（大木須Ⅶ地区）	令和5（2023）年5月26日
那須烏山市	那須烏山市中央の一部	那須烏山市中央の一部（中央Ⅲ地区）	令和5（2023）年5月26日
那珂川町	那珂川町盛泉の一部	那珂川町盛泉の一部（盛泉Ⅲ地区）	令和5（2023）年

			5月26日
野木町	野木町大字川田の一部	野木町大字川田の一部（川田Ⅰ地区）	令和5（2023）年 5月26日
佐野市	佐野市若宮下町及び北茂呂町	佐野市若宮下町及び北茂呂町（若宮下・北茂呂地区）	令和5（2023）年 5月26日
上三川町	河内郡上三川町大字三村、大字上三川、大字五分一及び大字三本木の各一部	河内郡上三川町大字三村、大字上三川、大字五分一及び大字三本木の各一部（三村Ⅰ地区）	令和5（2023）年 5月26日
上三川町	河内郡上三川町大字坂上及び三村の各一部	河内郡上三川町大字坂上及び三村の各一部（坂上Ⅱ地区）	令和5（2023）年 5月26日
上三川町	河内郡上三川町大字坂上の一部	河内郡上三川町大字坂上の一部（坂上Ⅲ地区）	令和5（2023）年 5月26日

（農村振興課）

栃木県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年7月21日から同年8月21日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年7月21日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 真岡那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
61	前	芳賀郡芳賀町大字祖母井1225-1 から 芳賀郡芳賀町大字祖母井1561-4 まで	11.7～20.8	132.2	
	後	芳賀郡芳賀町大字祖母井1225-1 から 芳賀郡芳賀町大字祖母井1561-4 まで	15.3～45.5	132.2	

（道路保全課）

栃木県告示第295号

県営住宅の名称及び位置（平成9年栃木県告示第310号）の一部を次のように改正する。

令和5（2023）年7月21日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
栃木県営平川第一住宅	略	栃木県営平川第一住宅	略
		栃木県営平川第二住宅	栃木市

略

略

(住宅課)

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和5（2023）年7月21日

栃木県知事 福田 富一

I

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県総合文化センター

(2) 所在地

栃木県宇都宮市本町1番8号

(3) 設置の目的

県民の文化の振興及び福祉の増進

(4) 規模等

鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階地上3階

敷地面積15,003.78㎡、延床面積20,719.50㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

開館時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県総合文化センターの施設の維持管理に関すること。
- ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
- ③ 栃木県総合文化センターの運営に関すること。
- ④ その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6（2024）年4月1日から令和16（2034）年3月31日までの10年間とする。（予定）

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県総合文化センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5（2023）年8月21日（月）から同年9月20日（水）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（原則電子メールで同月20日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館7階

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課文化芸術担当

電話 028-623-2153 FAX 028-623-3426 E-mail bunkashinko@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c10/sobun-shiteikanri-bosyu-r05.html>)

II

1 公の施設の設置の目的、規模その他該当公の施設の概要に関する事項

- (1) 名称
とちぎ男女共同参画センター（南館）
- (2) 所在地
栃木県宇都宮市野沢町4番地1
- (3) 設置の目的
男女共同参画の推進を図り、もって豊かで活力ある社会の形成に資する。
- (4) 規模等
鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造一部地下1階地上3階
敷地面積30,992.76㎡、延床面積7,021.71㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

- (1) 管理の基準
休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
- (2) 業務の範囲
 - ① とちぎ男女共同参画センター（南館）の施設の維持管理に関する事
 - ② 有料施設等の利用許可に関する事
 - ③ とちぎ男女共同参画センター（南館）の運営に関する事
 - ④ その他上記業務に附帯する業務を行う事

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6（2024）年4月1日から令和11（2029）年3月31日までの5年間とする。（予定）

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基にとちぎ男女共同参画センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5（2023）年8月21日（月）から同年9月21日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（原則、電子メールにより同月21日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館7階
栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課女性活躍推進担当
電話 028-623-3074 FAX 028-623-3150 E-mail danjo@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/danjyosentaisiteikanriboshuu2023.html>)

III

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

- (1) 名称
 - ① とちぎ健康づくりセンター
 - ② とちぎ生きがいづくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいづくりセンター県北支所
- (2) 所在地

- ① とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがづくりセンター
栃木県宇都宮市駒生町3337番地1
 - ② とちぎ生きがづくりセンター県南支所
栃木県栃木市神田町9番40号
 - ③ とちぎ生きがづくりセンター県北支所
栃木県矢板市矢板54番地
- (3) 設置の目的
- ① とちぎ健康づくりセンター
生活習慣の改善による生活習慣病の予防その他県民の自主的な健康づくりの総合的支援
 - ② とちぎ生きがづくりセンター、とちぎ生きがづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがづくりセンター県北支所
高齢者の自主的かつ積極的な生きがづくりの支援及び豊かで生きがいに満ちた高齢社会の形成
- (4) 規模等
- ① とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがづくりセンター
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上4階地下1階
敷地面積196,189.78㎡、延床面積22,976.07㎡
 - ② とちぎ生きがづくりセンター県南支所
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階（講堂兼体育館は平屋）
敷地面積4,699.77㎡、延床面積1,898.26㎡
 - ③ とちぎ生きがづくりセンター県北支所
鉄骨造2階
敷地面積5,300.31㎡、延床面積1,849.99㎡
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
- (1) 管理の基準
利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
- (2) 業務の範囲
- ① とちぎ健康づくりセンター、とちぎ生きがづくりセンター、とちぎ生きがづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがづくりセンター県北支所の施設の維持管理に関する事。
 - ② とちぎ健康づくりセンターの有料施設等の利用の許可に関する事。
 - ③ とちぎ生きがづくりセンター、とちぎ生きがづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがづくりセンター県北支所の施設使用料の徴収等に関する事。
 - ④ とちぎ健康づくりセンター、とちぎ生きがづくりセンター、とちぎ生きがづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがづくりセンター県北支所の運営に関する事。
 - ⑤ その他附帯する業務に関する事。
 - ⑥ とちぎ健康の森の敷地の全体管理に関する事。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までの10年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基にとちぎ健康づくりセンター・とちぎ生きがづくりセンター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等
令和5(2023)年8月21日(月)から同年9月21日(木)までの日(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより9月21日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館4階
栃木県保健福祉部保健福祉課地域保健担当
電話 028-623-3103 E-mail hofuku@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/mori.html>)

IV

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

とちぎ福祉プラザ

(2) 所在地

栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号

(3) 設置の目的

障害者をはじめとする県民の幅広い交流及び社会参加並びに自主的な福祉活動を支援し、もって県民がともに支え合う地域社会の形成に資する。

(4) 規模等

① 本館

鉄筋コンクリート造4階建 一部地下1階
敷地面積17,354.69㎡、延床面積 本館9,392.63㎡ 附属棟835.59㎡

② 障害者スポーツセンター

鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造
敷地面積23,585.73㎡、延床面積2,253.81㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① とちぎ福祉プラザの施設の維持管理に関すること。
- ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
- ③ とちぎ福祉プラザの運営に関すること。
- ④ その他附帯する業務に関すること。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基にとちぎ福祉プラザ指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年8月21日(月)から同年9月21日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(電子メールにより、同月21日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館4階
栃木県保健福祉部保健福祉課地域福祉担当
電話 028-623-3047 E-mail hofuku@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/plaza.html>)

V

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県立宇都宮産業展示館

(2) 所在地

栃木県宇都宮市元今泉6丁目1番37号

(3) 設置の目的

産業の振興及び地域経済の発展

(4) 規模等

鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建

敷地面積28,453.75㎡、延床面積8,548.32㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

開館日及び開館時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① 栃木県立宇都宮産業展示館の施設の維持管理に関すること。

② 有料施設等の利用の許可に関すること。

③ 栃木県立宇都宮産業展示館の運営に関すること。

④ その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県立宇都宮産業展示館指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年8月24日(木)から同年9月28日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより9月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館6階

栃木県産業労働観光部観光交流課観光地づくり担当

電話 028-623-3210 FAX 028-623-3306 E-mail kanko@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f05/kankouchidukuri/2023shiteikanri.html>)

VI

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県なかがわ水遊園

(2) 所在地

栃木県大田原市佐良土2686番地

(3) 設置の目的

那珂川の豊かな水と緑に親しみ、水生生物とふれあう場を提供することにより、その沿川地域の自然と文化についての県民の理解を深めるとともに、都市と農村との交流の促進を図る。

(4) 規模等

敷地面積 249,812.07㎡

建物 19棟、総延床面積7,573.70㎡

展示生物 約360種類13,000点

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用時間及び休園日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① 栃木県なかがわ水遊園の施設の維持管理に関する業務

② 栃木県なかがわ水遊園の運営に関する業務

③ 上記に掲げる業務に附帯する業務

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までの10年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県なかがわ水遊園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年8月21日(月)から同年9月25日(月)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則として電子メールとし、9月25日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館11階

栃木県農政部農村振興課水産資源担当

電話 028-623-2351 E-mail noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(https://www.pref.tochigi.lg.jp/g02/suisan/suiyuuen_shiteikanri.html)

VII

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

とちぎ花センター

(2) 所在地

栃木県栃木市岩舟町下津原1612

(3) 設置の目的

花の生産振興と花とのふれあいによる心豊かな人づくり

(4) 規模等

敷地面積 26,422.59㎡

建物 17棟、総延床面積 6,397.16㎡

展示植物 1,150種

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

開館日及び開館時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① とちぎ花センターの施設の維持管理に関する業務
- ② 多目的ホールの利用の許可業務
- ③ とちぎ花センターの運営に関する業務
- ④ 上記①から③までに附帯する業務

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基にとちぎ花センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年8月25日(金)から同年9月27日(水)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに9月27日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館12階

栃木県農政部生産振興課果樹花き担当

電話 028-623-2329 FAX 028-623-2335 E-mail seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g05/index.html>)

VIII

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県土上平放牧場

(2) 所在地

栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島1637

(3) 設置の目的

牛の預託を受け、その放牧を行うことにより、酪農及び肉用牛生産の健全な発展を図り、もって畜産の振興に資するため。

(4) 規模等

① 敷地

- ・全体面積 175.8ha
- ・草地面積 119.0ha (放牧可能頭数250頭)

② 建物及び工作物

- ・管理棟 1棟 総延床面積=166㎡(浄化槽1式含む)
- ・避難舎 1棟 床面積=181㎡
- ・避難舎 1棟 〃面積=219㎡
- ・避難舎 1棟 〃面積=87㎡
- ・隔離舎 1棟 〃面積=84㎡
- ・衛生施設 1カ所
- ・飲雑用水施設 1式
- ・隔障施設 1式

・その他 道路・ゲート等

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用期間及びその他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 牧場の施設の維持管理に関する業務
- ② 牧場の利用の許可に関する業務
- ③ 牧場の運営に関する業務
- ④ その他運営に附帯する業務

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県牧場指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年8月21日(月)から同年9月21日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、9月21日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館13階
栃木県農政部畜産振興課環境飼料担当
電話 028-623-2350 FAX 028-623-2353 E-mail chikusan@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g06/dojoudaira.html>)

IX

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県井頭公園

(2) 所在地

栃木県真岡市下籠谷99

(3) 設置の目的

多様化し、増大する県民のレクリエーション需要に対応するための公園施設の提供

(4) 規模等

開園面積93.3ha

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県井頭公園の維持管理に関すること
- ② 有料公園施設の利用の許可に関すること
- ③ 栃木県井頭公園の運営に関すること
- ④ その他附帯する業務を行うこと

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
令和6(2024)年4月1日から令和11年(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等
令和5(2023)年8月21日(月)から同年9月21日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、下記の担当部局宛て提出とする。)
- 7 担当部局
栃木県国土整備部都市整備課公園緑地担当
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階南側
電話 028-623-2474 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他
公募要領は、担当部局に据え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/0721igashirakoubo.html>)

X

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
 - (1) 名称
栃木県那須野が原公園
 - (2) 所在地
栃木県那須塩原市千本松801番地3
 - (3) 設置の目的
那須野が原における県民の余暇ニーズに対応する活動拠点の提供
 - (4) 規模等
開園面積59.4ha(うち指定管理者の行う管理の面積56.9ha)
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
 - (1) 管理の基準
開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
 - (2) 業務の範囲
 - ① 栃木県那須野が原公園の維持管理に関すること
 - ② 有料公園施設の利用の許可に関すること
 - ③ 栃木県那須野が原公園の運営に関すること
 - ④ その他附帯する業務を行うこと
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
令和6(2024)年4月1日から令和11年(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等
令和5(2023)年8月21日(月)から同年9月21日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、下記の担当部局宛て提出とす

る。)

7 担当部局

栃木県県土整備部都市整備課公園緑地担当
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館14階南側
電話 028-623-2474 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に据え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/0721nasunogaharakoubo.html>)

XI

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県みかも山公園

(2) 所在地

栃木県栃木市岩舟町下津原1747番地1

(3) 設置の目的

三轟山の一部を利用した県民の余暇ニーズに対応する活動拠点の提供

(4) 規模等

開園面積165.9ha

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県みかも山公園の維持管理に関すること
- ② 栃木県みかも山公園の運営に関すること
- ③ その他附帯する業務を行うこと

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11年(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年8月21日(月)から同年9月21日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、下記の担当部局宛て提出とする。)

7 担当部局

栃木県県土整備部都市整備課公園緑地担当
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館14階南側
電話 028-623-2474 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に据え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/0721mikamoyamakoubo.html>)

XII

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

- 栃木県日光だいや川公園
- (2) 所在地
栃木県日光市瀬川844
 - (3) 設置の目的
日光の自然並びに悠久の歴史及び文化へいぎなう、日光地方生活圏における広域レクリエーション活動拠点の提供
 - (4) 規模等
開園面積55.8ha
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
 - (1) 管理の基準
開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
 - (2) 業務の範囲
 - ① 栃木県日光だいや川公園の維持管理に関すること
 - ② 有料公園施設の利用の許可に関すること
 - ③ 栃木県日光だいや川公園の運営に関すること
 - ④ その他附帯する業務を行うこと
 - 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
 - 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
令和6(2024)年4月1日から令和11年(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)
 - 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
 - 6 指定申請の受付期間等
令和5(2023)年8月21日(月)から同年9月21日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、下記の担当部局宛て提出とする。)
 - 7 担当部局
栃木県県土整備部都市整備課公園緑地担当
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館14階南側
電話 028-623-2474 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp
 - 8 その他
公募要領は、担当部局に据え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/0721nikkodaiyagawakoubou.html>)

XIII

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
 - (1) 名称
栃木県とちぎわんぱく公園
 - (2) 所在地
栃木県下都賀郡壬生町大字国谷2273番地
 - (3) 設置の目的
創造性にあふれ、ゆめ多くやさしく、たくましいこどもを育てる公園施設の提供
 - (4) 規模等
開園面積37.2ha
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
 - (1) 管理の基準

開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県とちぎわんぱく公園の維持管理に関すること
- ② 栃木県とちぎわんぱく公園の運営に関すること
- ③ その他附帯する業務を行うこと

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11年(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年8月21日(月)から同年9月21日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、下記の担当部局宛て提出とする。)

7 担当部局

栃木県県土整備部都市整備課公園緑地担当
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館14階南側
電話 028-623-2474 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に据え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/0721tochigiwanpakukoubo.html>)

(行政改革ICT推進課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見し
た旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年7月21日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	市貝町	令和5(2023)年7月10日	法令殺

(畜産振興課)

教 育 委 員 会

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和5(2023)年7月21日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

I

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

- (1) 名称

栃木県立とちぎ海浜自然の家（以下「海浜自然の家」という。）

(2) 所在地

茨城県鉾田市玉田336番地2

(3) 設置の目的

青少年の健全な育成と生涯学習の充実に資する。

(4) 規模等

敷地面積 185,605.29㎡

主な施設構成及び延床面積

(本館) 鉄筋コンクリート造地下1階地上4階塔屋2階建、17,958.73㎡、1棟

(ロッジ) 木造丸太組2階建、87.54㎡、2棟

木造丸太組2階建、68.04㎡、8棟

(屋外調理場) 鉄筋コンクリート丸太組及び鉄筋コンクリート造平屋建、129.60㎡、1棟

木造平屋建、49.00㎡、1棟

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

休所日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① 海浜自然の家の施設の維持管理に関する業務

② 海浜自然の家の利用の許可に関する業務

③ 海浜自然の家の運営に関する業務

④ その他上記①～③に附帯する業務

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県立とちぎ海浜自然の家及び栃木県立なす高原自然の家指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年8月21日(月)から同年9月20日(水)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、提出方法は原則電子メールで、最終日は午後3時担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁南別館5階

栃木県教育委員会事務局生涯学習課施設担当

電話 028-623-3405 FAX 028-623-3406 E-mail shisetsu-shogaigakushu@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/index.html>)

II

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県立なす高原自然の家（以下「なす高原自然の家」という。）

(2) 所在地

栃木県那須郡那須町湯本157

(3) 設置の目的

青少年の健全な育成と生涯学習の充実に資する。

(4) 規模等

敷地面積27,798.96㎡

施設構成及び延床面積

(研修棟) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上2階建、2,912.77㎡

(体育館棟) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建、569.62㎡

(宿泊棟) 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建、2,765.05㎡

(体験プラザ) プレストレストコンクリート造平屋建、566.77㎡

(浴室棟) 鉄筋コンクリート造平屋建、366.73㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

休所日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① なす高原自然の家の施設の維持管理に関する業務
- ② なす高原自然の家の利用の許可に関する業務
- ③ なす高原自然の家の運営に関する業務
- ④ その他上記①～③に附帯する業務

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県立とちぎ海浜自然の家及び栃木県立なす高原自然の家指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年8月21日(月)から同年9月20日(水)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、提出方法は原則電子メールで、最終日は午後3時担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁南別館5階

栃木県教育委員会事務局生涯学習課施設担当

電話 028-623-3405 FAX 028-623-3406 E-mail shisetsu-shogaigakushu@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/index.html>)

(生涯学習課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり名称の変更があったので告示する。

令和5(2023)年7月21日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

施設の名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団晴澄会 鷺谷病院	社会医療法人中山会 鷺谷記念病院	宇都宮市下荒針町3618

企 業 局

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和5（2023）年7月21日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

- (1) 名称
栃木県民ゴルフ場
- (2) 所在地
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺字上川原828番地
- (3) 設置の目的
県民の健康づくり及び県民のスポーツへの参加の推進
- (4) 規模等
ゴルフ場面積71.5ha、18ホール、パー72、6,609ヤード

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

- (1) 管理の基準
休業日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
- (2) 業務の範囲
 - ① 栃木県民ゴルフ場の施設の維持管理に関すること。
 - ② 栃木県民ゴルフ場の利用の許可に関すること。
 - ③ 栃木県民ゴルフ場の運営に関すること。
 - ④ その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6（2024）年4月1日から令和11（2029）年3月31日までの5年間とする。（予定）

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県民ゴルフ場指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5（2023）年8月21日（月）から同年9月21日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに9月21日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）

7 担当部局

〒320-0031 宇都宮市戸祭元町1-25 県庁舎北別館1階

栃木県企業局経営企画課企画調整担当

電話 028-623-3824 FAX 028-623-3826 E-mail kigyokeiei@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/j01/index.html>)

(経営企画課)